



2021年（令和3年）8月2日

緊急事態宣言 適用

ご利用者各位

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の急速拡大を受け、
横浜市の「まん延防止等重点措置」が令和3年
8月1日に終了し、8月2日から緊急事態宣言
が適用されることになりました。

公園施設利用に係る対応

*利用について

- 原則として、緊急事態宣言期間中の施設利用の新規予約を停止する。
- 既に予約の入っている利用枠は、感染防止対策を徹底した上で原則開館。

記

実施期間；令和3年8月2日（月）～緊急事態宣言解除日

今後とも新型コロナウイルス感染症拡大防止に、
ご理解とご協力をお願い致します。

*参考；別紙

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかわる緊急事態宣言期間における公園施設利用の考え方について（通知）

本郷ふじやま公園弓道場

事務連絡
令和3年8月2日

指定管理者各位

環境創造局
公園緑地管理課長

**新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
緊急事態宣言期間における公園施設利用の考え方について（通知）**

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については、まん延防止等重点措置が令和3年8月1日に終了し、8月2日から緊急事態宣言に基づく措置が適用されることから、公園施設利用の考え方に係る事務連絡（「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るまん延防止等重点措置期間における公園施設利用の考え方の一部変更について（通知）」令和3年7月19日事務連絡）について8月1日を以て廃止し、公園施設利用に係る考え方を次のとおりとしましたので、通知いたします。

1 基本的な対応の考え方

- ・緊急事態宣言中は、副市長通知（「緊急事態宣言下における本市が所管する市民利用施設等の対応方針について（通知）」令和3年7月30日 総緊第531号）に基づき対応することとし、「公園施設利用再開ガイドライン」等に基づく感染症拡大防止対策の徹底を継続する。
- ・原則として、緊急事態宣言期間中の施設利用の新規予約を停止する。
- ・終日、酒類の提供（利用者による酒類の持込みを含む）を停止する。

2 実施期間

令和3年8月2日（火）～ 緊急事態宣言解除日

3 公園施設利用に係る対応

(1) 利用について

- ・原則として、緊急事態宣言期間中の施設利用の新規予約を停止する。
- ・既に予約の入っている利用枠は、感染防止対策を徹底した上で原則開館。
- ・ただし、施設の利用時間を原則20時までとする。
- ・20時以降の利用が想定される主な公園施設は以下のとおり

野球場、庭球場、球技場、日産スタジアム、三ツ沢公園陸上競技場、元町公園弓道場、清水ヶ丘公園体育館、日産ウォーターパーク、港の見える丘公園（イギリス館ホール、集会室）、スケボー広場（新横浜公園）、ニュースポーツ広場（谷本

公園)、富岡西公園会議室 等

- ・ 終日、酒類の提供（利用者による酒類の持込みを含む）を停止する。
- ・ 入場者の感染防止のため整理・誘導する。特に、施設内外に混雑が生じないよう集客に応じた入場制限などの入場整理を徹底する。

(2) 利用者への注意喚起

- ・ 利用者に対し、会食や対面での飲食等の自粛を、積極的に呼び掛ける。
- ・ 基本的な感染防止対策（「3つの密の回避」や「感染リスクが高まる『5つの場面』」等）についても、改めて周知徹底

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>

https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf

(3) 予約済利用者の対応

- ・ 20時を超える既予約に対しては、予約取消又は20時までの利用を依頼する。ただし、同意が得られない場合は、予約時間どおりの利用で差し支えない。
- ・ 20時以降又は20時をまたぐ利用枠の予約について、20時までの利用時間短縮を理由に、令和3年7月30日以降に取消した場合、キャンセル料は徴収しない（事前に利用料金が納付されている場合は、利用料金の全額を返還する。）。

緊急事態宣言が途中で解除された場合でも、令和3年7月30日から解除までの間に利用取消申請があったときは、令和3年8月31日分の利用枠まで対象とする。

なお、20時をまたぐ利用枠を20時までの利用の短縮に同意いただいた場合でも、利用料等の減免は行わない。

- ・ バーベキュー場については、酒類の提供停止を理由に取消した場合、キャンセル料は徴収しない（事前に料金が納付されている場合は、料金の全額を返還する。）

(4) その他

- ・ 施設を利用した集客イベント等の開催基準の制限等については、「4 行為許可によるイベント等への対応」に基づき対応
- ・ 管理許可施設も指定管理施設と同様の対応

4 行為許可等によるイベントへの対応

- ・ 市民の外出を抑制する観点から、施設の利用は、原則20時までとする。ただしイベント開催時は、主催者の意向等を踏まえ21時までの利用も可とする。
- ・ イベントの開催にあたっては、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」（令和3年7月30日制定）の別紙「3(2)ウ イベントの開催制限」のとおりとする。
- ・ 20時（イベント開催時に21時までの利用を可とする場合は21時）（以下「利用制限時間」という。）を超える既予約に対しては、予約取消又は利用制限時間までの利用を依頼する。ただし、同意が得られない場合は、予約時間どおりの利用で差し支えない。

- ・ 新規イベント等の受付は中止する。
- ・ 利用制限時間以降又は利用制限時間をまたぐ利用枠の予約について、利用制限時間までの利用時間短縮を理由に、令和3年7月30日以降に取消した場合、キャンセル料は徴収しない（例：事前に利用料金が納付されている場合は、利用料金の全額を返還する。）。

緊急事態宣言が途中で解除された場合でも、令和3年7月30日から解除までの間に利用取消申請があったときは、令和3年8月31日分の利用枠まで対象とする。

なお、利用制限時間をまたぐ利用枠を利用制限時間までの利用の短縮に同意いただいた場合でも、使用料等の減免は行わない。

- ・ 終日、酒類の提供（利用者による酒類の持込みを含む）を停止する。
- ・ 入場者の感染防止のため整理・誘導する。特に、大規模な集客施設においては施設内外に混雑が生じないよう集客に応じた入場制限などの入場整理を徹底する。
- ・ 主催者に対し、イベント開催時及びその前後における会食や対面での飲食等の自粛を、積極的に呼び掛ける。また、指定管理者は、施設を利用してイベント等を開催する主催者に対し、終日、酒類の提供（利用者による酒類の持込みを含む）を停止するよう働きかける。
- ・ 基本的な感染防止対策（「3つの密の回避」や「感染リスクが高まる『5つの場面』」等）についても、改めて周知徹底

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>

https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf

- ・ 市及び外郭団体、指定管理者が主催するイベント等の取扱い
 - イベントの開催にあたっては、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」（令和3年7月30日制定）の別紙「3(2)ウ イベントの開催制限」のとおりとする。
 - 感染拡大の防止に向け、飲食を伴うイベント等は原則開催しないとともに、参加者等にイベント等前後の会食の自粛を積極的に呼び掛ける。
- ・ 人と人との接触機会の抑制を図る観点から、開催制限を下回る新たなイベント等についても、原則、中止や延期のお願いをしてください。ただし、開催については主催者の意向を尊重してください。

5 利用者への周知

- (1) 本通知の趣旨を踏まえ、ホームページ及び公園の掲示板等での周知徹底をお願いします。
- (2) 多くの利用者が訪れる観光公園や大規模な公園、動物園などは看板を掲出するなどして注意を喚起してください。
- (3) 駅前や繁華街に近い公園などでは、集団による飲酒が感染リスクを高めることから、必要に応じて看板を掲出するなど注意を喚起してください。

(4) 利用者への説明に際しては上記の趣旨を踏まえた丁寧な説明をお願いします。

6 その他

「公園施設利用再開ガイドライン」は今回の趣旨を踏まえて改定し、別途通知しますので併せて御確認ください。

担当 公園緑地管理課 船山 井上
電話 671-2643